平成２３年（フ）第１８９号
岐阜県大垣市荒尾町1526番地　コーポクマノＦ302
債務者　臼井　昭夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４８３号
愛知県一宮市両郷町５丁目43番地３　コーポクローバー101号
債務者　土屋　賢庄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５１２号
京都市伏見区醍醐京道町６番地12
債務者　海老名和臣
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１４号
京都市左京区高野東開町20番地　カストルム洛北610、前住所京都市右京区西院東貝川町24番地　シェルブリュー四条604
債務者　飯田　昌子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１８号
京都市東山区本町４丁目131番地　クリスタルハイツ401
債務者　柏原　　猛
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
香川県高松市松福町１丁目８番23号　レオパレスパイナス松福205号室
債務者　馬場　理加
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３号
長崎県五島市野々切町1859番地
債務者　山口　義生
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第７０号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦1280番地
債務者　川津奈々美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３５号
和歌山県御坊市湯川町富安2194番地９
債務者　湯川たづ子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第７３号
愛媛県大洲市東大洲72番地１　カーサグラン東大洲202号室
債務者　マリンブルーこと　原井川美加
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１００２号
兵庫県西宮市石刎町８番11―201号
債務者　木下　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番１―304号
債務者　宮澤三奈子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目５番19号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目13番20号
債務者　奥村多美子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６５号
兵庫県西宮市上甲東園２丁目18番15―106号
債務者　小川　友二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２７号
沖縄県那覇市樋川１丁目９番14―105号大福アパートＢ
債務者　東　　堪子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２００号
仙台市泉区将監５丁目２番43―36号
債務者　藤村　茂夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
岐阜県羽島市小熊町天王１丁目63番地
債務者　谷山　照枝（旧姓馬渕）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　岐阜地方裁判所